

# 愛荘町立愛知川東小学校いじめ防止基本方針

愛荘町立愛知川東小学校

## 1. いじめの定義と本校の基本理念

いじめは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義する

(いじめ防止対策推進法第二条より)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人ひとりの個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめがある場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、「愛荘町立愛知川東小学校 いじめ防止基本方針」を定める。

## 2. いじめ未然防止のための取り組み

### ○できる・わかる授業づくり

- ・できる授業、わかる授業に努め、基礎的・基本的な内容の確実な定着を図る。
- ・個に応じたきめ細かな学習指導法の改善に努め、少人数指導やT・T指導によるきめ細かな指導を工夫する。
- ・自ら課題を見つけ進んで学び、自分の考えや気持ちを表現できる授業や総合的な学習の時間の創意工夫に努める。
- ・コンピュータの活用能力とともに、情報に関するモラルを高める情報教育を充実する。
- ・教職員一人ひとりが学校経営に参画し、危機管理意識の醸成や専門職としての指導力向上に努め、常に、子どもへの愛情や教育への情熱を持ち続けられるよう研鑽と研修を積む。

### ○人権・同和教育の充実

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、教職員全体で共有し、児童に理解させる。
- ・子どもたちが人を思いやることができるよう、人権・同和教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。
- ・12月に校内人権週間を設定する。

### ○道徳教育の充実

- ・道徳の授業を充実し、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こるいじめを未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめを許さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・12月の校内人権週間にあわせて、保護者に道徳の授業を公開する。

### ○特別支援教育の充実

- ・子どもたちに特別支援理解教育を進め、どの子どもも楽しく、充実した学校生活を送れるよう支援していく。
- ・特別支援部会を開催し、発達課題をもつ児童についての理解を深める。
- ・支援が必要な児童に積極的に関わり、子どもたちの健やかな成長を図る。

### ○体験活動の充実

- ・自然体験、環境体験、福祉体験、ボランティア体験、勤労体験等、発達段階に応じた体験活動を取り入れ、豊かな人間性や社会性を育む。

### ○特別活動・児童会活動の充実

- ・年間を通じてたてわり活動を行い、異年齢集団の中で、リーダー性や下学年への慈しみ、上学年への畏敬の念等を養っていく。  
(色別結団式、色班開き、色班遊び、色別応援合戦、色班お別れ会等)
- ・児童会活動(委員会活動)において、自尊感情や自己肯定感を高めるための取り組みを児童主体で行う。

### ○保護者・地域への働きかけ

- ・授業参観や保護者研修会の開催、ホームページ、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- ・PTA人権研修部、PTA生徒指導部が中心となって、各種研修会や啓発を行っていく。
- ・インターネット上のいじめについては、インターネットを使用する際のルールやモラルを指導するとともに、平素から情報を得るように心がけ、保護者の協力のもと、関係機関との連携を図り、速やかな解決に努める。

### 3. いじめの早期発見のための取り組み

いじめの早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。あわせて、定期的な面談や各種調査を併用する。

#### ○日々の観察

- ・教職員が児童とともに過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・中休みや昼休みはもちろん、隙間時間にも子どもたちの様子に目を配り、子どもの言動に注意を払う。
- ・いじめを早期発見するためのチェックリスト(愛知川東小学校 危機管理ファイルより)を活用する。
- ・いじめの相談の窓口があることを知らせる掲示をし、相談しやすい環境づくりをする。
- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と子ども、保護者が日頃から連絡を密に取り、信頼関係を構築する。

#### ○教育相談の実施

- ・日常生活の中での教職員の声かけ等、子どもが日頃から気軽に相談できる環境をつくる。
- ・全校的に定期的な教育相談週間を設けて、学級の全児童と担任が個別に話す機会をつくる。
- ・毎月第二月曜日に保護者向けの教育相談日を設ける。

#### ○いじめ実態調査アンケート

- ・少なくとも各学期に1回以上実施し、早期発見に努める。

#### ○職員間の情報交流

- ・職員会議の前段に、各学級の子どもの状況交流を行う。
- ・各学期に1回以上「子どもを語る会」を実施し、全職員で子どもの様子を交流する。

### 4. いじめの早期解決のための取り組み

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題の解消までを行う。

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保し、校長に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合、「いじめ防止対策委員会」を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③被害児童のケアは、養護教諭や専門的な知識を有する機関と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら、家庭と連携を図り、問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は、適切に提供する。
- ⑤校長は、必要があると認めるときは、加害児童について、被害児童が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等、被害児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を取る。

## 5. 校内組織について

いじめ防止等に組織的に対応するため、校内に「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下の通りとする。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、学年主任  
その他関係職員（人権教育主任、特別支援コーディネーター、担任等）  
町教育委員会事務局職員、町福祉関係職員（臨床心理士等を含む）

## 6. 重大事態への対処

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(いじめ防止対策推進法第二十八条より)

いじめ防止対策推進法第二十八条で、上記の場合を重大事態として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態に速やかに対処する旨が規定されている。

「心身又は財産に重大な被害」については、被害児童の状況に着目して判断する。

例えば、次のようなケースが想定される。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合

- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手する。

- ①いじめ対策委員会を招集する。（※特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、対策委員会に報告を行うようにすること）
- ②いじめ対策委員会が中心となって、事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③愛荘町教育委員会への報告を行う。
- ④被害児童やその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。
- ⑤調査結果をふまえた必要措置を行う。
- ⑥いじめ解消の見極め

解消の要件：Ⅰ. いじめにかかる行為が少なくとも3か月以上止んでいること  
Ⅱ. 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

留意点：再発することがあることを踏まえ、注意深く観察を継続すること

## 7. 年間計画

月	取り組み等	教職員の研修等
4	教育相談日 仲間づくりの取り組み	基本方針の共通理解 子どもの状況交流
5	教育相談日 学級懇談会での研修 アンケートにもとづく教育相談	子どもを語る会 子どもの状況交流
6	教育相談日 アンケートにもとづく教育相談	民生委員さんとの懇談会 子どもの状況交流
7	教育相談日 アンケートにもとづく教育相談	地区別懇談会等での研修 子どもの状況交流 取り組みの見直し
8	仲間づくりの取り組み	いじめに関する校内研修 人権・同和教育研修 子どもを語る会

9	教育相談日 仲間づくりの取り組み アンケートにもとづく教育相談	P T A地域委員会での研修 子どもの状況交流
10	教育相談日 保護者アンケート アンケートにもとづく教育相談	子どもの状況交流
11	教育相談日 アンケートにもとづく教育相談	子どもの状況交流
12	教育相談日 校内人権週間の取り組み 人権・道徳授業公開 P T A親子人権研修 アンケートにもとづく教育相談	子どもの状況交流 取り組みの見直し
1	教育相談日 仲間づくりの取り組み	子どもの状況交流
2	教育相談日 アンケートにもとづく教育相談	子どもの状況交流
3	教育相談日 アンケートにもとづく教育相談	子どもの状況交流 取り組みのまとめ